鬼北町電子地域通貨事業 第2次加盟店募集

KIHOCA加盟店になるには

- 鬼北町内の店舗であれば、どなたでも加盟できますが、 以下の事項についてはKIHOCAの利用は禁止です。 予めご確認ください。
 - 商品券、ビール券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペードカード、チケット、 電子マネーのチャージ、宝くじ、有価証券、その他、換金性・投機性の高いもの
 - 2. 土地や家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
 - 3. たばこ(電子タバコを含む)の購入
 - 4. 国または地方公共団体への支払い(国税、地方税、保険料、使用料等の公租公課)
 - 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条第 1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第2条第5項に規定する「性風俗関 連特殊営業」に係る支払い
 - 6. 特定の宗教・政治団体と関わるもの
 - 7. その他公序良俗に反するもの
 - 8. 本事業の目的を踏まえ不適当と鬼北町が認めるもの
- 加盟金・手数料について
 - I.「KIHOCA電子マネー)

発行者:鬼北町 決済方法:月1回

◎加盟金 鬼北町商工会員 5,000円

※再加盟の場合も徴収します

◎手数料 無料

Ⅱ. 「KIHOCAポイント」

発行者:鬼北町商工会 決済方法:月1回

◎加盟金 (鬼北町商工会員) 5,000円

※再加盟の場合も徴収します

◎手数料 売上額の 2%

※マネー及びポイントの加盟金は商工会から御請求します

KIHOCA利用に必要な機器及び補助金

※既に払い込んだ加盟金等は、理由の有無にかかわらず、返還できません

※売上金及び手数料は、システム上で確認いただき、口座振込・振替によって精算します ※上記金額は全て税別です

3

「タブレット(iPad)」と「レシートプリンター」が必要です。

鬼北町では、KIHOCAを利用する事業所に対して、タブレット(iPad)とレシートプリンター の購入費の補助を行います。

1. 補助対象者 ・町内に店舗又は事務所を有する方

・町内で事業活動を行い、消費者と取引を行う方

・町税を滞納していない方

2. 補助金額(購入金額の4分の3、千円未満切り捨て)

・限度額 7万5千円。先着予算の限り、概ね17者程度の予定

機器の詳細や購入費の補助金に関しては必ず「鬼北町商工会」へご相談ください。

マネー及び ポイントの加盟金



商工会非会員 10.000円

商工会非会員)10,000円

第2次補助金 申請締切は 令和6年 8月30日金まで

